

議案第51号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年8月5日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成9年8月5日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

- | | | |
|-----------|--|----|
| 1 財産の種類 | 水槽付消防ポンプ自動車 水Ⅱ型 | 1台 |
| 2 納入場所 | 三朝町役場 | |
| 3 契約の相手方 | 倉吉市越中町1740番地
有限会社岩谷ポンプ製作所
代表取締役 長嶋正一 | |
| 4 契約金額 | 23,156,700円 | |
| 5 納入期限 | 平成9年11月30日 | |
| 6 契約締結の方法 | 指名競争入札 | |